

歯科からのご案内

当歯科は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

◆歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師がおります。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

◆電子的歯科診療情報連携体制整備加算2

- ・オンライン請求を行っています。
- ・診療報酬明細書を無償で交付しています。
- ・オンライン資格確認を行っています。
- ・オンライン資格確認システムを利用して取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を、診察室・処置室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、院内掲示及びWEBサイトに掲示しています。
- ・診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

◆歯科技工所ベースアップ支援料

当歯科では、歯科技工士の賃金改善に取り組み、良質な医療提供と技術の維持・向上に努めています。